

## Web口座受付サービス利用規定

### 第1条（サービス内容）

Web口座受付サービス(以下「本サービス」といいます。)とは、パーソナルコンピュータや携帯電話等の端末機(以下「端末機」といいます。)を利用して、当行預金者本人(以下「預金者」といいます。)が、当行所定の収納機関(以下「収納機関」といいます。)のWebサイトから、インターネットを通じて申込みにより、預金者・当行間で後記第5条の預金口座振替契約の締結を行うサービスをいいます。なお、本サービスによる預金口座振替契約の締結については、本規定により取り扱うこととします。

### 第2条（利用対象者）

本サービスの利用者は、当行に普通預金口座または決済用普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座および決済用普通預金口座を含みます。)を保有する個人に限るものとし、法人は対象外とします。

### 第3条（対象口座）

本サービスによる引落口座は、本サービスの利用者が当行に保有するキャッシュカード発行済みの普通預金口座または決済用普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座および決済用普通預金口座を含みます。)に限ります。ただし、以下の場合には対象口座であっても本サービスを利用することはできません。

1. キャッシュカード紛失の届出があり、それに基づき当行が所定の手続をとっている場合
2. 差押等の止むを得ない事情があり、当行が不相当と認めた場合
3. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の止むを得ない事由があったと当行が判断した場合
4. 当行または共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信機器または回線等に障害が生じている場合
5. その他当行所定の理由により、当該口座による取引を制限している場合

### 第4条（サービス利用可能時間）

本サービスの利用可能時間は、当行所定の時間内とします。ただし、この時間については、事前の通知なく変更することがあります。

### 第5条（預金口座振替契約等）

#### 1. 申込方法

本サービスは、預金者が本規定の内容を十分に理解し、自己の判断と責任において本規定に同意したうえで利用するものとし、端末機を使用して対象口座の口座保有店の支店番号、口座番号およびキャッシュカード暗証番号等(以下「所定事項」といいます。)を当行所定の方法により正確に当行宛に伝達することにより申込みものとします。

#### 2. 本人確認

預金者が端末機を使用して当行宛に伝達した所定事項が、当行に登録されている内容と各々一致した場合には、当行は、預金者から預金口座振替契約の申込があったものとみなし、預金口座振替契約の締結手続を行います。

### 3. 申込の承諾

- (1) 当行が預金者の申込を受付けた場合、端末機に入力内容確認の画面を表示します。預金者はその内容を確認のうえ、正しい場合には、口座振替申込ボタンを押下し、当行に通知するものとします。
- (2) 前記(1)の申込内容の確認、通知が当行所定の時限までに行われ、当行がこれを受信した場合は、申込が確定したものとし、当行が収納機関宛に預金口座振替契約の申込を承諾した旨の通知を発信した時点で、預金者・収納機関間で預金者が収納機関に対し負担するある特定の債務を預金口座振替により支払う旨の契約が成立するとともに、預金者と当行との間で次項の預金口座振替契約が締結されたものとします。
- (3) 前記(2)の承諾通知発信により、端末機の画面に手続きが完了した旨が表示されます。当該承諾通知が回線障害等の理由で届かない場合には、預金者は当行に照会するものとします。照会がなかったことによって預金者に生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。また、申込の確定後に、申込内容の取消・変更はできないものとします。

### 4. 預金口座振替契約

- (1) 収納機関から当行に請求書等が送付されたときは、預金者に通知することなく、請求書記載の金額を対象口座から引落のうえ、収納機関へ支払うことができるものとします。
- (2) 当行は、普通預金規定に拘らず、預金通帳及び払戻請求書の提出なしに、前記(1)の引落を行います。
- (3) 収納機関の指定する振替指定日(当日が銀行休業日の場合は、翌営業日)において請求書等の記載金額が該当口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座取引による貸越を含みます。)を利用できる範囲内の金額を含みます。)を超えるときは、当行は預金者に通知することなく、請求書等を収納機関に返却することができるものとします。また、振替指定日に当該口座からの引落が複数あり、その引落の総額が当該口座の支払可能金額を超える場合は、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。
- (4) 収納機関の都合で収納機関が預金者に対して割当てる契約者番号等が変更になった場合でも、当行は変更前に成立した預金口座振替契約にもとづいて引続き取扱うものとします。

### 5. 預金口座振替契約の解約

預金口座振替契約を解約する場合は、預金者から当行へ所定の手続きにより届出るものとします。なお、この届出がないまま長期間にわたり収納機関から請求書等の送付がない等、相当の事由がある場合は、当行は当該契約が終了したものと取扱うことができるものとします。

## 第6条(サービス利用停止)

1. 本サービスの利用に際し、対象口座のキャッシュカード暗証番号を当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合、当行は、当該預金者に対する本サービスの提供を取止め、サービスの提供を再開するためには当行所定の手続きを要するものとします。
2. 前項に該当しない場合であっても、キャッシュカード暗証番号を含む所定事項を、当行所定の回数以上連続して誤って入力された場合、当行は、本サービスの提供を一時的に停止します。但し、この場合には、サービスの提供を再開するために当行所定の手続きは要しないものとします。

## 第7条（収納機関への情報通知）

### 1. 申込の確定および不成立

申込の確定または不成立に関し、当行は収納機関に対して当該情報を通知するものとします。また、申込が確定し、預金口座振替契約が成立した場合、当行は預金者の当該収納機関に対する預金口座振替申込に関する情報を預金者に代わって当該収納機関に送信します。さらに、当該申込に関する情報については、届出書または変更届により預金者に代わって当該収納機関に送付するものとします。当行が当該収納機関に前記の送信および送付を行うことにつき、預金者は予め同意するものとします。

### 2. 本人確認情報

申込の確定に関し、当行は収納機関に対し、預金者が当行の普通預金口座を開設した際に本人確認を行ったか否かの情報を提供することがあります。

## 第8条（預金口座振替の開始時期）

収納機関からの請求に基づく預金口座振替の開始時期は、本サービスによる申込受付後、各収納機関の手續完了後とします。

## 第9条（免責事項）

### 1. 本人確認

前記第5条第2項による本人確認手續を経て本サービスの申込を受付けた場合、当行は本サービスの申込者を預金者とみなし、預金口座振替契約を締結します。端末・暗証番号等について偽造・変造・盗用・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

### 2. 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

(1) 通信機器、回線等の障害により、取扱が不能となったとき。

(2) 当行が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当行が送信した情報に誤謬・遅延欠落等が生じたとき。

### 3. 通信経路における情報漏洩等

公衆回線・専用電話回線・インターネット等の通信経路において、盗聴・不正アクセス等がなされたことにより、預金者の暗証番号やその他情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

### 4. その他

本サービスおよび本サービスによる預金口座振替について、預金者と収納機関との間で仮に紛議が生じても、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

## 第10条（届出の変更等）

預金者の氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、預金者は直ちに当行所定の書面により対象口座店宛に届出るものとします。この届出を怠ったことにより生じた損害については、当行に責めがある場合を除き、当行は一切の責任を負いません。

## 第 11 条（通知等の連絡先）

1. 当行は預金者に対し、申込内容等について通知・照会をすることがあります。その場合、預金者が予め当行に届出た住所、電話番号等を連絡先とします。
2. 前項において、当行が当該連絡先にあてて通知・照会を発信・発送した場合には、前条の届出を怠る等、預金者の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、これにより生じた損害については、当行は責任を負いません。当行の責めによらない端末機、通信機器および回線等の障害による延着、不着の場合も同様とします。

## 第 12 条（規定等の準用）

本規定に定めのない事項については、当行の対象口座にかかる各種預金規定、カード規定、および口座振替規定等、各種当行規定により取扱います。

## 第 13 条（規定の変更等）

本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化や、その他相当の事由があると認められる場合に、予め相当な期間をもって店頭表示、当行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとします。

## 第 14 条（個人情報の取扱い）

当行は、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)に基づき、「個人情報の利用目的」とおり、預金者の個人情報を適切に取扱います。

## 第 15 条（個人情報第三者提供の同意）

預金者は、本規定に基づく申込および本取引にかかる氏名、口座番号等の情報が、当行から収納機関に提供されることに同意します。

## 第 16 条（責任制限）

本サービスの利用に伴い預金者に生じた損害についての当行の責任は、当行の故意又は重過失による場合で、かつ直接の通常損害の範囲に限られます。

## 第 17 条（合意管轄）

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以 上

(平成 23 年 12 月 12 日制定)

<個人情報の利用目的>

株式会社七十七銀行（以下「当行」といいます。）は、法令により定められた場合を除き、お客様より取得する個人情報を以下の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用するものとし、その範囲を超えて取扱う場合は、あらかじめ本人の同意を得ることとします。

業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○ 公共債窓口販売業務、投資信託窓口販売業務、保険窓口販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債受託等の業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務</li> <li>○ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）</li> </ul>
利用目的	<p>当行及び当行のグループ会社や提携会社の金融商品やサービスに関し、次の利用目的で利用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため</li> <li>○ 犯罪収益移転防止法等に基づく本人確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため</li> <li>○ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的な取引における管理のため</li> <li>○ 融資の申込や継続的な利用等に際しての判断のため</li> <li>○ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため</li> <li>○ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</li> <li>○ お客様の資産の有効活用や取引の発展を目的として、お客様のニーズに見合った相手先を斡旋する場合等、お客様の同意を得て第三者へ提供するため</li> <li>○ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</li> <li>○ お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</li> <li>○ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</li> <li>○ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種提案のため</li> <li>○ 提携会社等の商品やサービスの各種提案のため</li> <li>○ 各種取引の解約や取引解約後の事後管理のため</li> <li>○ その他、お客様との取引を適切かつ円滑に履行するため</li> </ul> <p>上記にかかわらず、関係する法律等により利用目的が限定されている特定の個人情報については、次のとおり取扱います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供しません。</li> <li>○ 人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のためには、利用・第三者提供しません。</li> </ul>

注1. ダイレクトメールの発送等を利用目的とした個人情報の利用につきましては、お客様からのお申出により取りやめます。但し、残高等取引に関する報告を行う書面および、それらに記載した商品の案内等は除きます。

注2. お客様本人から書面等（各種預金申込書、ローン申込書、インターネット上での入力データ等）により、個人情報を直接取得する場合は、各種取引の開始時、またはローンの申込時等に利用目的を明示します。また、利用目的が明確となるよう、取得の場面に応じて利用目的を限定するよう努めます。

注3. 利用目的は、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲内で変更することがあります。この場合、変更後の利用目的が変更後の利用目的からみて、社会通念上想定できる範囲を超えません。また、利用目的を変更した場合には、速やかにご本人に通知、または、公表することとします。

注4. 当行における、ダイレクトメール等の郵便物発送に関わる事務、情報システムの運用、保守に関わる業務等に関し、個人データの取扱いの委託を行っております。